

## 令和8（2026）年度加盟登録について

このことについて、下記の要領により加盟登録をお願いいたします。

### 記

- 1 申し込み締め切り日 令和8年4月10日（金）必着
  - 2 申し込み方法
    - ① チーム登録票および選手一覧表に必要な事項をすべて記載のうえ、Eメールにより送付してください。  
《登録票送付先》 [chiba-y@park-mente.jp](mailto:chiba-y@park-mente.jp) 青森市サッカー協会宛  
所属審判員の審判資格証を添付してください。
    - ② 負担金、登録料を下記口座に振り込んで下さい。（郵送は不可）
  - 3 加盟登録負担金、選手登録料及びリーグ参加料
    - ① 負担金 一団体（1チーム登録） 20,000円
    - ② 選手登録料 1チーム30名まで 15,000円、30名以上1名につき、1,000円を加算した額（例；32名の場合 15,000円+1,000円×2名=17,000円）
    - ③ リーグ参加料 1チーム 15,000円
    - ④ 表彰式参加料 11月に行われる表彰式の参加料（2名分） 1チーム 14,000円
    - ⑤ カレンダー代 日本サッカー協会が販売するカレンダー代 1チーム 4,000円
- ※ 1チーム30名以内の場合の合計金額 68,000円
- 《振込先》 青森銀行 浪打中央支店 普通 3103506  
青森市サッカー協会 社会人委員会事務局 千葉 洋一  
住所：〒030-0902 青森市合浦2丁目17-50  
電話：017-744-0404
- 《納入期限》 令和8年4月17日（金）午後3時までに納入のこと
- ※ 会長杯、8人制サッカー等の参加料は、大会ごとの納入になります。

## ※ 令和8（2026）年度 社会人サッカーリーグ参加条件

- ① 代表者、責任者がチームをまとめきれること。  
(リーグ規約を選手に守らせ、リーグの罰則が厳しいことを伝えること。)
- ② 協会行事、リーグ行事には、必ず参加できること。  
(参加しないチームは次年度、不参加とみなします。)  
**市協会が主催または主管する大会等の審判要請を受けられること。**
- ③ ユニホーム (選手用)      **色違い2着** (1着はビブスでも可)      ただし、ビブスは番号付きのものを使用し、出場選手は全員違う番号とする。(同番号のビブスの使い回しは不可。)  
    ストッキング 1足、パンツ 1着  
    黒パンツ・黒ストッキングの組み合わせダメ、トレシャツなどはダメ。  
    キーパーのユニホーム (選手と色違いで2着、**背番号はなくてよい**)  
    以上のものが用意できること。
- ④ 審判認定された審判がいること。  
(審判を行う時は必ずワッペンをつけていること。)  
    チームに4級以上の審判が最低**4人以上**いること。  
(令和7年度中に取得予定者も可)  
    ・主審は空費された時間をとらない。ただし怪我等で中断した時は別。
- ⑤ 試合球を用意できること。  
    ボールにチーム名を必ず入れる。  
    空気圧を常にきちんとしておき、汚れも洗い流しておく。
- ⑥ 試合後、チームでゴミを持ち帰ること。今年度は特に厳しくします。  
    違反したチームはペナルティ対象  
**チームは必ずゴミ袋を用意すること。**
- ⑦ その他、下記の約束を守ること
  - ・試合でのメガネの使用は禁止。(スポーツメガネは可。)
  - ・いかなる装飾品を身につけてはならない。(ヒモ類も不可。)
  - ・アンダーショーツ (タイツ) をパンツの下に露出して着用する場合は、その主たる色と同じで単色であること。

## 《登録時の注意事項》

- ・ 登録票にすべて記載し、4月10日までに必着したチームのみ登録できるものとする。  
(負担金、参加料を4月17日までに納入済みのチーム。)
- ・ 団体登録票に空白欄のあるチームは未登録とします。選手登録票の記入欄はすべて記入すること。  
未記入の欄がある選手は未登録とします。
- ・ 登録票に書かれている名前と試合時にメンバー表に書いた名前が違う字体の時は、別人と判断し  
1試合出場停止とする。
- ・ メンバー表・審判報告書・記録表・選手登録票は各チームで多めにコピーして準備しておくこと。
- ・ 各チームは、サッカー協会・社会人リーグ委員会の行事に必ず参加すること。
- ・ 警告・出場停止の処分は各大会ごととします。
- ・ 会場責任チームは、試合当日の午後6時までに千葉副会長宅(743-7128)へFAXするか、  
携帯(090-2843-7052)に電話で試合結果を報告するか、または、メール  
(yoichi.chiba017@docomo.ne.jp)で報告すること。
- ・ 記録表の原本・両チームのメンバー表・審判報告書は、翌日リーグ事務局(合浦公園管理事務所 電  
話741-6634)まで届けること。リーグ事務局へメールにより提出することも可とする。  
(事務局 E-mail ; chiba-y@park-mente.jp)
- ・ スポーツ広場・スポーツ会館を使用する際は、必ず管理事務所へ挨拶をしてからラインカー等の  
用具を借用し使用すること。
- ・ 中央学院大学を使用する場合も、必ず大学事務局へ挨拶してからグラウンドを使用すること。
- ・ 審判はワッペンを必ず付けること。(付けていない時は審判をしないこと。)
- ・ 審判登録していない人が審判を行なった時は、本人と責任者が1試合出場停止とする。2回以上  
あつ場合は、チームはブロックの最下位とする。
- ・ 社会人規律委員と審判部は、審判員証を調べることがありますので、必ず試合会場で提示できる  
ように準備しておくこと。
- ・ スパッツは同色は可とする。色が違う時は主審が注意し、グラウンドの外に出してはさせる。試  
合中出た時は警告(イエロー)処分とする。
- ・ ユニホームは長ソデ、半ソデが同色・同型の時、可とする。  
半ソデの下に着るシャツは、主たる色と同色のものは可とする。
- ・ 各チームが陣取っていた場所にゴミが置き去りにになっていた場合、1回目は注意し、2回目は、  
チームを1試合不戦敗とする。
- ・ 当日棄権のチームはブロックの最下位とする。
- ・ 登録する審判の審判員証写しを、団体登録票を提出する際に添付してください。
- ・ 会場での喫煙は禁止とします。

# 青森市社会人サッカーリーグ規約

## 1 名 称

青森市社会人サッカーリーグ (Aomori city soccer League) と称する。  
(略称 青森市サッカーリーグ)

## 2 目 的

青森市及び近郊の地区の社会人サッカーチームで構成され、相互の発展と交流を目的とし、併せて他地区との交流を図るものとする。また、青森市のサッカーの発展並びに、県及び市サッカー協会の事業に積極的に協力するものとする。

## 3 参加資格

### 【チーム】

- ① 毎年度、市協会に社会人チームとして加盟登録が認められたチーム。
- ② **1チーム15人以上**のメンバーで登録が可能で、代表者名・連絡先その他チームの組織が明確であること。(登録にあたっては、所定の登録用紙に氏名・生年月日・住所と電話・勤務先を必ず明記すること。)
- ③ 傷害保険に加入していること。(個人の傷害は各人の責任とする。)
- ④ **他地域のリーグに登録していない人**。(県リーグ登録の人は可)

### 【個人】

- ① 青森市サッカー協会に登録したチームに継続性をもって在籍し、かつリーグに登録している**18才以上で高校生でない者**。
- ② 青森市社会人サッカーリーグに重複登録していない者。
- ③ 中途登録は、随時できるものとする。登録票に記入のうえ、個人登録料(1人につき3,000円)を添えて提出することで出場可能とする。(登録票以外は不可。)
- ④ 年度途中でのチーム間の移籍は認めない。

## 4 競技要項

- ① 競技規則は、日本サッカー協会の競技規則による。(試合開始10分前に本部で確認すること。)
  - ・ **試合開始時のメンバー8名以上**をもって試合成立とする。(5分前にベンチに必ずいること。)
  - ・ 試合時間は60分とし、延長戦は行わない。
- ② 選手交代は自由とする。(一度退出した選手も再出場可能)ただし、交代は4審に申告しプレーが停止している時に行うものとする。
- ③ 警告は、1試合2回で退場、通算2回で、次の1試合に出場できない。  
退場の選手は次の1試合に出場できない。但し、悪質なプレー等で退場した場合のペナルティーはリーグ運営委員会で決定する。
- ④ 試合日程変更は、リーグ委員会で認めた場合を除き、原則として認めない。
- ⑤ 審判
  - ・ 審判は、主審1名、副審2名、予備審1名で行う。
  - ・ **主審、副審及び予備審は、レフリースーツの着用を義務づける。**

- ・主審は、認められた笛を必ず持っていること。
  - ・予備審は審判の資格のない者も可能とするがスパイクを着用のこと。(下はトレパンでも可。)
- ⑥ 選手はユニホームを着用のこと。(全員、統一されていること。)

## 5 会 計

- ① 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。
- ② 毎年度、リーグ参加料は社会人リーグ委員会で決定する。
- ③ 他の大会の参加料は社会人委員会で決定する。

## 6 組 織

- ① リーグは、リーグ委員会を設置し、自主的に運営にあたる。
- ② リーグ委員会は、委員長、副委員長、事務局、リーグ運営委員で構成する。
- ③ リーグ委員会で規律委員長を決め、チームのすべてを監理する。  
規律委員長の判断は、すべて決定事項とする。

## 7 確認事項

- ・大会の名称を **青森市社会人サッカーリーグ** という。
- ・大会の運営は、リーグ委員会を中心に、全チームの参加協力のもとに行う。

### 《ブロック》

- ① ブロックは、1部 5チーム、2部 残りのチームとする。  
(ただし、参加チーム数により変更する場合もある。)
- ② ブロックの順位は、次の順序で決める。
  - 1 勝点(勝ち 3、引き分け 1、負け 0)
  - 2 得失点差
  - 3 得点数
  - 4 相互の対戦成績

### 《試 合》

- ① ボールは指定球(日本サッカー協会公認5号球)の持ち寄りとし、試合球にふさわしいもの(チーム名を書いたニューボールに近いもの)を用意すること。
- ② 試合開始までに、必ず所定のメンバー表を予備審判に提出すること。メンバー表の用紙は規定されているものを使用し、名前まで記入すること。  
(規定以外の用紙を使用した場合はペナルティ対象とする。)

### 《審 判》

- ① 審判割り当ては厳守すること。
- ② 審判の割り振りは、主審と予備審各1名、副審2名とする。
- ③ 審判は、試合開始前には試合会場へ入り、審判打ち合わせ及び会場責任チームとの打ち合わせを行うこと。



## 《罰金の運用》

- ① 罰金のうち、試合に関わるものについては、6割をリーグ会計に、4割を相手チームに充てる。
- ② 罰金のうち、審判に関わるものについては、代替審判手当の他はリーグ会計へ充てる。  
(代替審判手当は、主審3,000円、副審1,500円、予備審1,000円とする。)

## ペナルティ規定

青森市社会人サッカーリーグ規約・参加条件・確認事項に違反した場合、ペナルティ処置を適用し、罰金を徴収いたします。

### 《罰金10,000円》

- ① 試合開始時に、**8名以上**の選手がそろっていない場合は、理由を問わず棄権として、ペナルティ処置を適用
- ② 登録外選手（出場資格外選手）を出場させた場合は、当該試合は成立とするが、ペナルティ処置を適用（登録外選手及び代表者は、次の試合から出場停止処分とする。停止期間はリーグ委員会で決定する。）
- ③ 割り当てられた審判を行わない場合、ペナルティ処置を適用  
・事前に審判ができないと分かった時は、他チームの協力を得るなどして対処すること。  
それによって起こる事故等については、すべて当該チームの責任となる。

### 《罰金5,000円》

- ① 審判が試合時間に遅刻した場合、チームの責任としてペナルティ処置を適用

### 《罰金3,000円》

- ① 規定の用紙（メンバー表、審判報告書、記録表）以外を使用した場合、ペナルティ処置を適用
- ② 会場での喫煙、ゴミの投げ捨て、置き去りはペナルティ処置を適用。
- ③ 試合当日、両チームのメンバー表・審判報告書・記録表の総てを事務局に届けない場合、会場責任チームにペナルティ処置を適用
- ④ 審判がワッペンをつけていない場合、ペナルティ処置を適用

### ※ ペナルティ処置に伴うその他の規定

- ① 1週間前までに棄権の連絡があった場合は、不戦敗とはなるが、ペナルティの適用はしない。  
但し、対戦相手への連絡費用として1,000円を相手チームへ支払うこと。  
割り当て審判については、必ず行うこと。
- ② 棄権のスコアは（0－5）、不戦敗のスコアは（0－3）とする。
- ③ 棄権または不戦敗2回で自動的に下位ブロックへ降格とする。
- ④ 審判が来なかったことにより試合ができなかった場合、（2－2）の引き分けとする。
- ⑤ 試合の処置、進行は、会場責任チームの指示に従う。
- ⑥ 他チームが審判を代替した場合は、代替審判手当として主審3,000円、線審1,500円×2名、予備審1,000円を罰金の中から支払うものとする。
- ⑦ 罰金は、ペナルティの事実のあった日の次週の水曜日午前10時までに、リーグ会計口座に振り込むこと。（当日、会場責任チームに納付することも可。）
- ⑧ 上記の納入がなくて試合を行った場合、再びペナルティ処置とする。
- ⑨ その他の問題のペナルティは、社会人リーグ規律委員会で決定する。